

飯田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

総務部総務文書課

1 背景

これまでの個人情報の取扱いは、民間事業者、国、地方公共団体等の当該個人情報を取り扱う主体ごとに異なる法令等の規定が適用されてきました。

そのような状況の中、国は、デジタル社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることを鑑み、国の個人情報保護委員会の監督下において、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することを目的として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条により、個人情報の保護に関する法律を改正し、令和5年4月1日から個人情報の取扱いを一元化することとしました。

【改正前】

主体	法令等
民間の事業者	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
国の行政機関	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）
独立行政法人等	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）
飯田市（地方公共団体）	飯田市個人情報保護条例（平成17年飯田市条例第16号）

【改正後】

主体	法令等
民間の事業者	個人情報の保護に関する法律
国の行政機関	
独立行政法人等	
飯田市※議会を除く。 （病院及び診療所）	
	第4章（民間部門の規律）
	第5章第3節（公的部門の規律）
	第5章第2節（公的部門の規律）
	第4章（民間部門の規律）
	第5章第2節（公的部門の規律） （第4章（民間部門の規律））

2 施行条例の制定の目的

改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律と統合し、地方公共団体の個人情報保護制度についても法において全国的な共通ルールを規定することとし、地方公共団体においては条例で開示請求等に係る手数料について定めるほか、必要最小限の独自の保護措置を定めることができるものとされました。

飯田市においても法の適用を直接受けることとなるため、現在、運用している飯田市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）を廃止するとともに、現行条例における個人情報の取扱いを維持しながら、法の施行のために必要な事項を定める条例（以下「施行条例」といいます。）を制定します。

3 現行条例、法及び施行条例が規定する内容（○：規定あり、×：規定なし）

	主な内容	現行 条例	法	施行 条例	備考
総則	(1) 個人情報、個人情報ファイル、要配慮個人情報等の用語の定義	○	○	×	
	(2) 個人情報の適正な取り扱いに関する責務及び管理原則	○	○	×	
個人情報の取扱い	(3) 個人情報の取得、保有、利用及び提供の制限	○	○	×	
	(4) 個人情報の安全管理措置、漏えい等の報告	○	○	×	
	(5) 個人情報の保有の状況の公表	○	○	○	法は千人以上のもの
開示請求等	(6) 開示請求の対象、請求手続、不開示情報の類型	○	○	×	
	(7) 開示請求に対する開示決定の期限	○	○	×	現行条例は開庁日10日、法は30日
	(8) 公文書の写し等に係る費用の徴収	○	×	○	
	(9) 訂正請求、利用停止請求の対象及び請求手続	○	○	×	
審査請求	(10) 開示決定等に対する審査請求があった場合の諮問	○	○	×	
	(11) 審査請求があったときの諮問先	○	×	○	法からの委任による
匿名加工情報	(12) 行政機関等匿名加工情報の作成、提供等の手続	×	○	×	
	(13) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額	×	×	○	法からの委任による
施行状況の公表	(14) 個人情報に係る法令の施行の状況の公表	○	×	○	現行条例と同様の規定
罰則	(15) 職員等の守秘義務違反に対する罰則等	○	○	×	

4 施行条例の条文の内容

(1) 第1条 趣旨 法の施行に関し必要な事項を定めることとします。

(2) 第2条 用語の意義 この条例で使用する用語は、法で使用するものと同様とします。

(3) 第3条 個人情報ファイル簿の作成

市の個人情報の取扱いの透明性を高めるため、国の法令において作成の義務がない1,000人未満の個人情報の保有の状況に関する事項についても個人情報ファイル簿の作成及び公表をすることに努めます。

※個人情報ファイル

保有個人情報を含む情報の集合物であり、次のものをいいます。

- ・特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- ・氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

※個人情報ファイル簿

個人情報ファイルを保有しようとするときに個人情報保護委員会に通知する次の事項を記載した帳簿をいいます。

- ・個人情報ファイルの名称
- ・当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- ・個人情報ファイルの利用目的
- ・個人情報ファイルに記録される項目及び本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- ・個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法
- ・記録情報に要配慮個人情報が含まれるか否か
- ・記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する提供先
- ・開示請求、訂正請求及び利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地
- ・訂正請求及び利用停止請求の手続が、他の法令の規定により定められている場合はその旨
- ・その他政令で定める事項

(4) 第4条 開示請求書等

開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書には、それぞれ法で定める事項のほか、市長が規則で定める事項の記載を求めることを規定します。

※法が規定する記載を求める事項

- ・請求をする者の氏名及び住所又は居所
- ・請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- ・請求の趣旨及び理由（訂正請求書及び利用停止請求書に記載）

(5) 第5条 開示決定等の手続

法では開示決定等を開示請求のあった日から30日以内にするとしていますが、実施機関は開示請求がされた場合には、速やかに開示決定等をするように努めることを規定します。

(6) 第6条 費用の負担

ア 法の規定により、開示請求に係る手数料の額は、条例で定めることとされています。飯田市では、これまでと同様に開示に係る手数料は、無料とする旨を規定します。

ただし、飯田市手数料条例などの他の条例、又は市が設置する病院及び診療所において規則により手数料の額を定める場合には徴収することができる旨を規定します。

イ 開示する文書の写しの交付を求められた場合には、これまでと同様にこの写しに係る実費（コピー代等相当分）を、郵送により交付を求められた場合には送付に係る費用を徴収することを規定します。

(7) 第7条 行政機関等匿名加工情報の利用等に係る手数料

法の規定により行政機関等匿名加工情報の利用等に納付を求める手数料の額は、政令で定める額と同額を規定します。

<p>※行政機関等匿名加工情報 個人情報ファイルを構成する保有個人情報を復元することができないように加工して作成したものをいいます。</p>
<p>※行政機関等匿名加工情報の利用 法の規定により、行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は行政機関等の長等との間で当該情報の利用に関する契約を締結することができるとされています。この契約の締結をする者は、手数料を納付しなければならないとされており、その額は、政令で定める額を標準として条例で定める額とされています。</p>

(8) 第8条 飯田市情報公開審査会への諮問

法の規定により、開示決定等などに対する審査請求があったときには行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により設置する附属機関に諮問しなければならないとされています。

また、法の規定により、実施機関は、条例で定めるところにより個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされています。

これらの規定による開示決定等に対する審査請求があったとき及び実施機関が個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く必要があるときに諮問する機関は、これまでと同様に飯田市情報公開審査会とすることを規定します。

(9) 第9条 施行状況の公表

これまでと同様に、市長は、法及びこの条例の施行の状況を公表することを規定します。

(10) 第10条 委任

この条例に規定するもののほか、必要な事項については実施機関が別に定めることを規定します。

(11) 附則で定める事項

- ア 施行期日 令和5年4月1日
- イ 飯田市個人情報保護条例の廃止
- ウ 飯田市個人情報保護条例の廃止に伴う関連条例（飯田市情報公開条例及び飯田市個人番号の利用等に関する条例）の一部改正
- エ 飯田市個人情報保護条例の廃止に伴う当該条例の罰則規定の適用に必要な経過措置

5 これまでの飯田市個人情報保護条例の規定による取扱いから変更される事項

(1) 死者の個人に関する情報の取扱い

現行条例においては、個人情報個人に関する情報とのみ規定しているため、死者の情報を含むものとされていましたが、法においては、生存する個人の情報と限定しています。そのため、死者の情報については、法の規定が適用されません。

ただし、死者の情報から遺族が識別できる場合には、当該情報は個人情報と判断され、法の規定が適用されることとなります。また、当該死者の情報が個人情報でなければ、当該情報は飯田市情報公開条例の規定の適用を受けることとなります。この場合には、当該死者の情報は当該条例の規定により非公開情報とされる「個人に関する情報」に該当し、当該条例の規定による保護を受けることとなります。

(2) 議会が実施機関から除外されること

現行条例において議会は実施機関に含まれていましたが、法においては適用が除外されることとなります。

(3) 飯田市が設置する病院等における個人情報の取扱い

法の規定により、地方公共団体が行う病院及び診療所の業務については、法第5章の行政機関等の規律が適用されず、法第4章の民間部門の規律（個人情報取扱事業者等に係る規定）が適用されます。

ただし、当該業務には、法第5章の規律のうち、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、行政機関等に係る規律が適用されます。

※行政機関等と民間部門の規律の違い

ア 個人情報の保有について

(ア) 行政機関等

法令で定める事務又は業務に必要な場合に限り、目的をできる限り特定した上で保有する。取得に当たってはあらかじめ利用目的を本人に明示しなければならない。

(イ) 民間部門

利用の目的をできる限り特定しなければならない。あらかじめ本人の同意を得ないで、取得した目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

イ 個人情報を第三者へ提供できる場合について

(ア) 行政機関等 法令で定める事務又は業務の遂行に必要なとき。

(イ) 民間部門

a 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

b 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

c 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

d 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき。

(ウ) 民間部門では第三者に提供した場合の記録が必要

(エ) 民間部門では第三者から情報の提供を受ける場合には事前に個人情報保護委員会規則で定める事項の確認が必要

(4) 個人情報ファイル簿の作成

これまでの個人情報事務取扱登録簿に代えて個人情報ファイル簿を作成して公表します。

(5) 開示請求者の要件

これまでの開示請求等は本人又は未成年若しくは成年後見人の法定代理人に限られていましたが、法の施行後は本人及び法定代理人に加えて本人の委任による代理人ができることとなります。

(6) 開示決定等の期限

これまででは開示請求があった日から起算して10日（閉庁日等を除く。）を経過する日までとされていましたが、法の規定により開示請求があった日から30日以内とされます。

6 その他の法の規定による検討

(1) 条例要配慮個人情報

※要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する次のものをいいます。

- ・身体障害、知的障害、精神障害などの心身の機能の障害
- ・本人に対して医師等により行われた健康診断等の結果
- ・健康診断等の結果又は疾病、負傷等を理由として医師等による指導又は診療若しくは調剤が行われたこと、
- ・本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたこと
- ・少年法の規定に基づき少年の保護事件に関する手続が行われたこと

法に規定する要配慮個人情報のほか、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報について条例で定めることができるとされています。

当市においては、これまでも現行条例に法で定める要配慮個人情報と同様のものを規定しており、それ以外に新たに施行条例で定めるべきものはないため、規定を置かないこととします。

(2) 飯田市情報公開条例との整合

法の規定により、飯田市情報公開条例の規定において公開しないこととされているものの整合性を確保するために不開示とする必要があるものを条例で定めることができるとされています。

飯田市情報公開条例には法が規定するもの以外に公開しないこととするものは存在しないため、規定を置かないこととします。

7 今後のスケジュール

(1) 施行条例の公布 令和4年12月下旬

(2) 法及び施行条例の施行 令和5年4月1日